

# 第5回 利根川中流4県境広域避難協議会 協議内容

- 利根川氾濫時の“逃げ遅れゼロ”を目指す利根川中流4県境広域避難協議会の第5回協議会を令和2年6月26日にWEB会議で開催しました。
- 令和元年東日本台風（台風第19号）で初めて広域避難を実施した際の経験を踏まえ、利根川氾濫における広域避難の基本方針として「広域避難のタイミング」「広域避難先の考え方」「社会的な啓発等」について取りまとめました。

【日時】 令和2年6月26日（金）15:00～16:00

【会場】 WEB会議

【出席】 アドバイザー

東京大学大学院 片田特任教授

メンバー

板倉町長、加須市長、古河市長、  
境町長、坂東市長、館林市長（代理）、  
佐野市長、利根川上流河川事務所長、気象庁  
オブザーバー

野木町長、栃木市長（代理）

群馬県、埼玉県、茨城県、栃木県



WEB会議の様子

（画面位置と出席者）

|      |      |          |
|------|------|----------|
| 板倉町長 | 加須市長 | 片田特任教授   |
| 古河市長 | 境町長  | 坂東市長     |
| 佐野市長 | 野木町長 | 館林市長（代理） |



利根川上流河川事務所での会議の様子

## 利根川氾濫における広域避難の基本方針

### 広域避難のタイミング



- 利根川上流域で、**利根川が氾濫するような大雨の可能性が予想される場合**、広域避難の必要な市町は、今後の対応について**共同検討を開始**。
- 共同検討により、**台風が近づく前、地域内で雨が降る前や雨風が強まる前等の、より早い段階から広域避難に関する情報を市町が共同で発表**。

◆広域避難を促す情報の段階的発表 (利根川上流域で大雨の可能性が予想された場合)

発表する広域避難情報

| 情報の名称                 | 情報発表の目安 いずれかの条件が該当した場合                                                                                                | 避難行動                                  |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 共同検討開始                | ① 協議会メンバー発議(市町等で利根川の洪水警戒体制へ移行の可能性がある場合)<br>② 72時間先の利根川上流域の累加の流域平均雨量が概ね300mm見込まれると予想され、氾濫の可能性があると考えられる場合               | ・避難に時間を要する方は広域避難の準備の開始<br>・自主的な広域避難開始 |
| 自主的な広域避難情報(広域避難の呼びかけ) | ① 共同検討の結果から <b>自主的な広域避難が必要と判断された場合</b><br>② 24時間先の利根川上流の累加の流域平均雨量が概ね300mmを超えると予想され、氾濫の可能性が高まったと考えられる場合<br>③ 市町の判断 ※   | ・避難に時間を要する方、友人、知人宅などは自主的な広域避難先への避難を開始 |
| 広域避難勧告                | ① 共同検討の結果から <b>広域避難が必要と判断された場合</b><br>② 72時間の累加の流域平均雨量が概ね300mmを超える可能性が高く、6時間先迄に八斗島又は栗橋で避難判断水位を超える恐れがある場合<br>③ 市町の判断 ※ | ・対象地域全住民が広域避難                         |

※雨の状況によっては市町の実情に応じて広域避難勧告等を早める場合がある

### 広域避難先の考え方

◆広域避難先

- 広域避難先は、住民各自が自主的に確保した親戚・知人宅、勤務先、宿泊施設等を第一とした。**
- 市町は、自主避難先が確保できない住民等のために、近隣市町との協議や調整等により、公的な広域避難先の確保や、浸水のおそれが高い地域での**車中避難等の多様な避難の選択肢の周知**に努める。

◆公的な広域避難先の位置づけ

- 公的な広域避難先は、一時的な滞在を目的としたものとし、避難する場合には、住民は食料、水や最低限の生活に必要なものを持参し避難する。**
- 一時的な滞在を目的としているため、**被災状況等に応じて避難が中長期に及ぶ場合は、市町内の被災していない避難先や非被災市町の避難先等へ二次避難が必要。**

### 社会的な啓発等

◆住民主体での広域避難先(自主避難先)確保の推進

- 広域避難時の混雑緩和、域外避難に対する抵抗感の低減のため、**親戚・知人宅、企業、宿泊施設等を自主避難先として各自で確保しておくことを積極的に推奨。**



◆家族や地域でも避難が困難な住民(避難行動要支援者)に対する支援の推進

- 高齢者等の要配慮者のうち、**家族や地域でも避難が困難な住民を把握し、その人に対する広域避難支援を、行政中心で最優先に取り組む。**
- 地域で支援可能な要配慮者の避難支援のため、**地域での地区防災計画の検討を積極的に推進。**

